

第 7 6 号議案

志木市水道事業給水条例及び志木市下水道条例の一部を改正する
条例

(志木市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 志木市水道事業給水条例（昭和 5 0 年志木市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業管理者を含む。以下同じ。）の指定を受けた者又は他の市町村長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(志木市下水道条例の一部改正)

第 2 条 志木市下水道条例（昭和 5 6 年志木市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「工事は」の次に「、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせると認めるときを除き」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

災害その他非常の場合における給水装置等に関する工事を行うことが

できる者の対象を定めたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。